

平成 29 年度厚木市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 9 条の規定に基づき、厚木市(以下「市」という。)における障がい者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達等について、受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の拡大を図り、もって障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、市の全ての部局が発注する物品等の調達とする。(委託に係る実行委員会を含む。)

3 物品等の種類

調達可能な物品等については、別表のとおりとする。

4 調達目標

調達目標額は、6,000 千円とする。

5 調達の実施及び窓口

障がい者就労施設等からの物品等の調達等に当たっては、仕様等を明確にするとともに、余裕のある納期設定に努める。

物品等に係る関係各課等からの問い合わせの対応及び障がい者就労施設等との調整は、福祉部障がい福祉課が行う。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直したときは、市ホームページで公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度に取りまとめ、市ホームページで公表する。

7 調達の推進方法及び発注方法

- (1) 予算編成方針等に法の趣旨を明記し、障がい者就労施設等からの物品等の優先的な調達(購入)が図られるように、庁内各課等が予算計上する。
- (2) 役務については、障がい者の作業従事が可能な簡易な業務等の分離発注の可否を各課等は検討し、発注の拡大に努める。
- (3) 契約に関しては地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき随

意契約とし契約することができる。契約の手続きは厚木市契約規則（以下「契約規則」という。）第23条の2の規定によるものとする。

（4）契約規則第29条に規定する保証金については、契約の履行が担保されるため、同第31条第1項第8号を適用し免除するものとする。

（5）障がい者就労施設等に発注可能な物品等の情報は、福祉部障がい福祉課が随時庁内に周知する。

【別表】

障がい者就労施設等が受注できる物品・役務等

物 品 等

	品 目
1	野菜類（芋類）
2	茶草類（ハーブ苗）
3	食品類（弁当）
4	食品類（パン、クッキー、ケーキ類等）
5	その他食品類（ジャム、梅干し、キムチの素等）
6	繊維製品（小物、バッグ、スカーフ、刺しゅう等）
7	木工製品（江戸ごま、コップ、皿等）
8	紙製品（あゆコロちゃんメモ、ポストカード等）
9	陶器、陶芸品（茶わん、湯のみ等）
10	アクセサリー、キーフォルダ等（ビーズ、フェルト等）
11	その他（固形石けん、飾りローソク等）

役 務 等

	内 容
1	部品組立、解体
2	クリーニング
3	公園等の清掃、除草
4	郵便物封入等
5	パンフレット等の袋詰め
6	売店、喫茶運営等
7	タオル、衣類畳み作業
8	その他（シールはがし、資源分別等）